

青森県報

第三千七百二十六号

平成二十五年
八月五日
(月曜日)

目次

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 一
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障 害 福 祉 課) …… 二
家畜伝染病の発生……………	(畜 産 課) …… 二
公 告	
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商 工 政 策 課) …… 二
公 営 企 業	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(病 院 理 課 局) …… 三

告 示

青森県告示第六百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定期日
株式会社らぼーるけあ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	通所介護	八戸市柏崎四丁目一六の二九	平成二十五年八月五日
株式会社クイラス	八戸市西白山台五丁目三の一七	福祉用具貸与	八戸市西白山台五丁目三の一七	"
株式会社クイラス	八戸市西白山台五丁目三の一七	特定福祉用具販売	八戸市西白山台五丁目三の一七	"
株式会社八戸水洗サービス	八戸市類家五丁目一八の三	特定福祉用具販売	八戸市類家五丁目一八の三	"

青森県告示第六百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指定期日
株式会社らぼーるけあ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	介護予防通所介護	八戸市柏崎四丁目一六の二九	平成二十五年八月五日
株式会社クイラス	八戸市西白山台五丁目三の一七	介護予防福祉用具貸与	八戸市西白山台五丁目三の一七	"
株式会社クイラス	八戸市西白山台五丁目三の一七	特定介護用具販売	八戸市西白山台五丁目三の一七	"

有限会社 戸水洗サ ービス	八戸市 一八の 三 五丁	特定介 護社	有限会社 戸水洗サ ービス	八戸市 一八の 三 五丁	"
---------------------	-----------------------	-----------	---------------------	-----------------------	---

青森県告示第六百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
有限会社 マイ	三沢市大字三沢 一六四の 二一	自立訓練 （生活訓練）	上北郡六戸町小 松ケ丘三丁目七 の九一三 平成 二五、八 一	
有限会社 マイ	三沢市大字三沢 一六四の 二一	就労継続 支援B型	上北郡六戸町小 松ケ丘三丁目七 の九一三	
有限会社 マイ	三沢市大字三沢 一六四の 二一	共同生活 介護	上北郡六戸町小 松ケ丘三丁目七 の九一三	

青森県告示第六百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の疑似別	頭数	発生場所又は区域	発生日
				青森県知事 三 村 申 吾	

ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	平成 二五、七、 九
------	---	----	---	------	------------------

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）八戸ニュータウンショッピングセンター（Bゾーン）
八戸市東白山台一丁目一の三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
 - 2 ホーマック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目の一
代表取締役 石黒靖規
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 ホーマック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目の一
代表取締役 石黒靖規
 - 2 株式会社サンレジャー
東京都千代田区神田相生町一
代表取締役 三矢健

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年三月十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八、七一七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

三九八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

二二六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一五〇・六三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三〇・五一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) ホーマック株式会社

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時

(二) 株式会社サンレジャー

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前〇時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(一) 駐車場

午前八時三十分から翌午前〇時三十分まで

(二) 駐車場

午前六時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十五年七月十六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十五年八月五日から同年十二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品の名称及び数量

- 磁気共鳴診断システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年七月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社八甲メディカル
青森市自由ヶ丘二丁目二〇の四〇
- 六 契約金額
五億八千二百七十五万円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭